

平成27年10月16日
保健福祉局健康部
生活衛生課
電話 245-5212
内線 6080

千葉市政担当記者 様

墓地経営者に対する墓地の一部使用禁止命令について

墓地経営者に対して、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第19条の規定により墓地の一部の使用の禁止を命じたので、お知らせします。

1 概要

本市では、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年千葉市条例第18号。以下「条例」という。）により、墓地の経営主体を地方公共団体、宗教法人及び公益法人に限定しているが、県が10月15日付けで公益認定を取り消したことに伴い、墓地使用者の権利、財産を著しく害するおそれが生じたため、同法人に対し法第19条の規定により墓地の一部使用の禁止を命じた。

2 一部使用禁止命令の名宛人

- (1) 名称 一般財団法人平等院（旧：公益財団法人平等院）
- (2) 代表者 代表理事 島田 秀雄（しまだ ひでお）
- (3) 所在地 中央区亀井町8番1号

3 命令を受けた経営許可の概要

墓地の名称	メモリアルガーデン幕張
墓地の所在地	花見川区幕張町三丁目2239番2 外7筆
面積	4,366.75㎡
区画数	1,164区画
許可年月日	平成27年1月29日

4 命令の年月日

平成27年10月16日（金）

5 命令の内容

墓地使用権が設定されていない区画に係る、新規の墓地使用権の販売禁止（既に墓地使用権の設定されている区画及び管理事務所等の付帯設備の使用を除く。）

6 命令の理由

- (1) 公益認定を取り消されたことにより、条例第8条第1項第1号ウに規定する公益財団法人という許可要件を欠いたこと。

- (2) 公益認定の取消しにより、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与することになり、その結果大幅な債務超過に陥り、条例第8条第1項第2号で規定する墓地を経営するために十分な財産その他の経済的基礎を有するという許可要件を欠くおそれがあること。
- (3) 許可要件を欠いた場合には、墓地経営許可を取り消すことになり、墓地使用者の権利、財産を著しく害するおそれがあることから、そのような墓地使用者の拡大防止を図る必要があること。

7 その他

市としては、墓地使用者の権利や財産の保護といった観点から、処分後も、平等院に対し、墓地の適正管理と墓地購入者への対応を適切に行うよう指導していく。

【根拠法令】

(1) 墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

(2) 千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例（抜粋）

（許可の基準）

第8条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の経営が次の各号に規定する基準に適合し、かつ、当該墓地が次条から第11条まで及び第15条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当するものであること。

ア ～ イ (略)

ウ 公益社団法人又は公益財団法人であって、市内に事務所（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された事務所に限る。）を有するものが、自己の所有地に設置した墓地を経営しようとする場合

エ ～ オ (略)

(2) 前号イ又はウに該当する墓地の経営にあつては、当該墓地の経営を行おうとする者が当該墓地を経営するために十分な財産その他の経済的基礎を有していると市長が認めたものであること。

2 ～ 6 (略)